

## 就農希望者等向けイベント広告委託業務仕様書

### 1 業務名 就農希望者等向けイベント広告委託業務

### 2 目的

高知県新規就農相談センターは、高知県内の新規就農者を確保していくための取り組みの一つとして、就農希望者や潜在層に対して就農相談会等を開催している。

さらなる新規就農者の確保に向け、高知県内外在住の34歳以下の若者・女性を主なターゲットとし、WEBやその他様々な手法を使った広告を効果的に実施することで、就農希望者や潜在層に高知県の農業に興味を持ってもらい、相談会等のイベントへの誘客を高めること、及び高知県内外から本県での就農を検討する就農希望者（就農相談者）の確保に繋げることを目的とする。

### 3 委託期間 契約締結日～令和7年3月21日（金）まで

### 4 業務内容

別紙「令和6年度就農相談会等イベント一覧」にあるイベントへの誘客や就農相談者の確保を図るため、下記(1)～(6)により、イベント毎にWEB、SNS、TVCM、その他の広告媒体を組み合わせた効果的な広告を制作し、配信すること。

配信数及び対象等は委託者と協議のうえ、決定する。

広告配信にかかる費用は5,000千円以内（広告クリエイティブ制作費及び運用手数料ならびに消費税額含む）とするが、各イベントの配信期間中は広告の効果を確認しながら、効果的な結果が得られない場合は別の方法に変更する、定員数に達した場合はその広告を打ち切り他のイベントに予算を充當するなど、状況に応じて配信数等を変更すること。

#### (1) ターゲット像の明確化

ターゲットを高知県内外在住の34歳以下の若者・女性の就農希望者及び農業への関心が低い潜在層とし、イベントの目的に応じてターゲット像を明確化すること。ターゲット像については、委託者の所有するデータ等を活用し、委託者とのミーティング等により設定すること。

#### (2) 広告クリエイティブのデザイン及び個数は、委託者と協議のうえ、決定すること。

なお、クリエイティブ作成のための動画、画像等は受託者が用意するものとするが、イベントに応じては委託者から提供するものを使用する場合がある。

#### (3) 広告媒体

ターゲットへの到達確度の高いメディア及び広告目的に応じた最適な配信方法を提案し、委託者と協議のうえ、決定すること。

#### (4) 広告配信時期

委託者が指定するイベントの開催に合わせて広告を配信することとし、イベント開催日の1ヶ月前から開催日前日までを目安として、イベントごとに効果検証が可能な方法で実施すること。詳細の時期については、委託者と協議のうえ、決定すること。

(5) 広告からの誘導先

「高知県新規就農相談センター」ホームページのうち委託者が指定するページとする。

(6) その他

- ・広告ごとにKPIを提案し、委託者と協議のうえ設定すること。
- ・配信期間を通して、広告クリエイティブの内容、広告媒体、配信対象、配信方法、ホームページへの誘導状況及びイベントの集客状況等を分析し、委託者と協議のうえでターゲティングの変更や次回広告の内容等に柔軟に反映させること。
- ・高知県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は必ず避け、可能な限り本県に対する透明度を確保のうえ、確実な対策を行うこと。

6 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、委託料内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

7 業務実施体制

業務実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

8 成果品

①事業計画書（実施計画及び事業実施スケジュール）

〈規格等〉 A4判1部及び電子データ

〈提出時期〉 契約締結後、10日以内

②広告配信結果報告書

〈規格等〉 A4判1部及び電子データ

〈提出時期〉 広告配信毎に、広告配信完了日から14日以内

③委託業務報告書

〈規格等〉 A4判1部及び電子データ

〈提出時期〉 令和7年3月21日

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

- ・受託者は、広告で使用した画像や文章等に係る著作権を、各広告終了時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- ・受託者は、広告で使用する画像や文章等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 11 個人情報の保護

当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受ける。

## 12 支払方法

事業完了後、請求に基づき支払う。

## 13 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。

## 14 その他

その他、本委託に関して必要な事項は、隨時委託者との協議により決定するものとする。

令和6年度就農相談会等イベント一覧

(別紙)

イベント名等(仮称)	時期(予定)	開催場所	ターゲット		イベントの内容・目的	来場者数(目標)
			居住地	就農意欲		
高知アッセミナー スタートアップミーティング	11月16日(土)	東京都	県外	低～中	本県農業の特徴や支援制度、先輩農業者の経験等を紹介し、就農までをイメージしていただく	20人
	12月14日(土) 1月下旬	大阪府 高知市	県内			20人
					潜在層を対象に、移住と農・林・水の一次産業分野が連携して高知の一次産業の魅力をPRする	100人
農林漁業フェア	10月19日(土)	大阪府	県外	潜在層～低		
产地訪問	2月23日(日)	高知県	県外	中	就農を視野に入れている方に、就農する地域や品目等の選択のための情報を伝える	20人
農業体験ツアーピックアップ(食事会)	10月頃	関西圏内	県外	潜在層	いきいきと活躍する農業者とオンラインで交流し、農業者の生産した食材を使用した食事会を開催し、体験ツアーハウスへの参加につなげる。	20人
	11月頃					20人
	農業体験ツアーピックアップ	12月頃	高知県	県内外	1泊2日で県内产地(2ヶ所)において農作業の体験や農家との交流を行う。	20人
アグリ体験合宿	第2回目 女性向け	11月29日(金) ～30日(土)	県内外	中	農業現場の体験、農業との相性を知りたい方のための、県立農業短期研修センター主催の1泊2日の体験型短期研修。農業機械操作や農作業を実際に体験する。	各15人
	第3回目	1月17日(金) ～18日(土) 2月21日(金) ～22日(土)				
	高知県新規就農相談センターの相談窓口のPR	3回程度	県内外	潜在層～高	就農の際の相談窓口であるの高知県新規就農相談センターをの認知を拡大する	各20人(相談者数)